

松本市教育委員会告示第17号

松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成28年8月3日

松本市教育委員会

松本市基幹博物館施設構想策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、松本市基幹博物館基本計画に基づき、松本学推進の拠点施設として地域文化の振興・育成を進める基幹博物館の施設概要を定める構想（以下「施設構想」という。）を策定するため、松本市基幹博物館施設構想策定委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 施設構想の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 有識者
- (2) 商業・観光関係者
- (3) 市民活動関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から施設構想が策定される日までの間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長1人を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故のあるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第6条 委員会に、所掌事項に関し特別な事項を調査審議する必要があるときは、臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員の任期は、当該特別な事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会博物館において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月3日から施行する。